

和歌山工業高等専門学校名誉教授称号授与規則

制 定 昭和54年10月26日

最近改正 平成28年 6月22日

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第106条及び第123条の規定に基づく和歌山工業高等専門学校名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号の授与については、この規則の定めるところによる。

第2条 名誉教授の称号は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選考により授与する。

- 一 和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に教授として通算15年以上勤務し、教育上又は学術上特に功績のあった者
- 二 本校に教授、准教授又は専任講師として勤務し、その年数が前号の年数に満たないが、教育上又は学術上特に功績が顕著であった者
- 三 本校に校長として勤務し、特に功績のあった者

第3条 他の高等専門学校又は大学（短期大学を含む。以下同じ。）に教授として勤務した年数は、前条第一号の勤務年数に通算することができる。

2 本校、他の高等専門学校又は大学に准教授及び専任講師として勤務した年数は、その3分の2を前条第一号の勤務年数に通算することができる。

3 前2項の規定は、本校の教授として5年以上勤務した者に限り、これを適用する。

第4条 第2条の選考は、校長が企画会議に諮り、その議に基づき、行うものとする。

第5条 名誉教授の称号の授与は、別記様式による辞令書の交付をもって行う。

附 則

この規則は、昭和54年10月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。



附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年6月22日から施行する。

別記様式（第5条関係）

第 号		生 年 月 日	氏 名	教育上學術上特に功績があつた	ので学校教育法の定めるところ	により和歌山工業高等専門学校	名誉教授の称号を授与する	年 月 日	和歌山工業高等専門学校 
--------	---	------------------	--------	----------------	----------------	----------------	--------------	-------------	---